

営業種目分類表（測量・建設コンサルタント等）

登録の追加、削除を希望する営業種目を次の分類より選び、変更届に記載してください。

測 量	1 測量一般		18 河川、砂防及び海岸・海洋	建設 コン サル タ ン ト	35 施工計画、施工設備及び積算		
	2 地図の調整				36 建設環境		
	3 航空測量				37 機械		
建 築 関 係 コ ン サル タ ン ト	4 建築一般		20 電力土木	補 償 コ ン サル タ ン ト	38 電気電子		
	専 門	5 意匠	建設 コ ン サル タ ン ト		21 道路	39 地質調査	
		6 構造			22 鉄道	40 土地調査	
		7 暖冷房			23 上水道及び工業用水道	41 土地評価	
		8 衛生			24 下水道	42 物件	
		9 電気			25 農業土木	43 機械工作物	
		10 建築積算			26 森林土木	44 営業補償・特殊補償	
		11 機械設備積算			27 水産土木	45 事業損失	
		12 電気設備積算			28 廃棄物	46 補償関連	
		13 工事監理（建築）			29 造園	47 総合補償	
		14 工事監理（電気）			30 都市計画及び地方計画	48 不動産鑑定	
	15 工事監理（機械）	31 地質	49 登記手続等				
	16 調査	32 土質及び基礎					
	17 耐震診断	33 鋼構造及びコンクリート					
			34 トンネル				

※ 「測量」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第 55 条による登録が必要です。

※ 「建築関係コンサルタント」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第 23 条による登録が必要です。なお、「建築一般」を希望する方のうち、受任者を置く場合は、受任者での建築士法第 23 条による登録が必要です。

※ 「補償コンサルタント」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条による登録が必要です。

※ 「補償コンサルタント」における「登記手続等」を希望する方は、土地家屋調査士法第 8 条又は司法書士法第 8 条による登録が必要です。